

情報系工学研究科における課程博士の学位授与に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山県立大学大学院学則(以下「学則」という。)第16条第2項及び岡山県立大学学位規程(以下「学位規程」という。)第9条および第10条に基づき、岡山県立大学大学院情報系工学研究科(以下「研究科」という。)における博士後期課程修了による博士の学位授与に関し必要な事項を定める。

(審査の申請資格)

第2条 研究科の博士後期課程に在学する者で、学位論文の審査を申請することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ第3条で定める予備審査に合格した者とする。

- (1) 学則第11条第1項に定める単位を所定の修了年次までに修得し(見込を含む。), かつ、必要な研究指導を受けた者。
- (2) 博士後期課程における早期修了に関する要項に定める早期修了予備審査に合格した者。
- (3) 要件(1)を充足するとともに第3条に定める予備審査に合格したのち退学し、退学から1年以内の者。

(学位論文の予備審査)

第3条 学位論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、申請に先立ち、学位論文の草稿等について予備審査を受け、学位審査に値する論文か否かの審査を受けるものとする。

2 予備審査については、学位論文予備審査に関する細則に定めるところによる。

(審査申請の書類等)

第4条 申請者は、主旨導教員の承認を得て次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| 一 学位論文審査申請書(様式甲 2-1 号) | 1部 |
| 二 学位論文 | 7部 |
| 三 学位論文の要旨 | 7部 |
| 四 論文目録(様式甲 2-2 号) | 1部 |
| 五 履歴書(様式甲 2-3 号) | 1部 |
| 六 学位論文の基礎となる論文の別刷等 | 各7部 |

(但し、細則2の(2)に該当する論文が未公刊の場合は、投稿原稿に加えて掲載決定を証明する書類を添付のこと)

2 前項に定めるもののほか、申請者は、論文内容の要旨と論文目録からなる小冊子(以下「論文要旨」という。)を公聴会において配布し、学位審査委員会及び公聴会における議論を踏まえ加筆又は修正したもの50部を定められた期日までに研究科長に提出するものとする。

(審査申請の時期)

第5条 学位論文の審査申請は、博士後期課程在学中あるいは博士後期課程満期退学後1年以内に行うものとし、申請の時期は1月及び7月を原則とする。

(学位論文審査委員会)

第6条 研究科委員会は、学位規程第9条の規定による審査を付託されたときは、申請者ごとに審査委員を選出し、学位論文審査委員会を組織する。

2 学位論文審査委員会は、審査委員の互選により審査委員主査(以下「主査」という。)を選出し、主査は学位論文審査委員会を総括するものとする。

3 主査は、学位論文審査委員会による審査が終了したときは、その結果を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

(審査委員の選出)

第7条 研究科長が学長から審査を付託されたとき、研究科委員会は、博士後期課程担当の教員のうちから申請者ごとに次の各号に掲げる学位論文審査委員を選出するものとする。

(1) 主指導教員

(2) 学位申請論文に関係する専門分野の教員1名以上

(3) 申請者の所属大講座または所属領域以外の教授1名以上

2 前項に定めるもののほか、研究科委員会は、必要があると認めるときは、学位申請論文に関係する専門分野の教員及び学位規程第10条第4項に定める者を審査委員に加えることができる。

(学位論文の公聴会)

第8条 学位論文審査委員会は、審査にあたり公聴会を開催して学内外の学識者等から広く参考意見を徴するものとする。

2 学位論文審査委員会は、公聴会の開催を研究科長に届け出るものとする。

3 学位論文審査委員会は、公聴会の日程等を開催日の1週間前までに公表するものとする。

(最終試験)

第9条 最終試験は、学位規定第10条第7項に定めるものの他、予備審査の論文発表会をもって代えることができる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

情報系工学研究科における課程博士の学位論文予備審査に関する細則

1 学位論文の審査の申請者(以下「申請者」という。)がある時は、学位論文等の受理に先立ち、次のとおり学位論文の草稿等についての予備審査を行うものとする。

2 学位論文の基礎となる論文

主指導教員は、学位論文予備審査の申請があったときは、次の各号の条件を充足しているか否かを確認するものとする。

(1) 学位論文は、学位論文の基礎となる学術論文(以下「基礎となる論文」と略)を基に独自に作成されたものであること。

(2) 基礎となる論文の少なくとも一篇は次の要件①～③を全て充足すること。

① 審査制度が確立され機能している学術雑誌に掲載された原著論文であること(予備審査終了時までに掲載決定が見込まれるものを含む)。

② 論文の共著者が過去に、いずれの大学等に対しても基礎となる論文として学位を申請していないこと。

③ 申請者が筆頭著者であること

3 予備審査申請手続

申請者は、次の書類(予備審査用)を主指導教員に提出するものとする。

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 一 | 学位論文の予備審査申請書(様式甲 1-1) | 1部 |
| 二 | 学位論文の草稿 | 7部 |
| 三 | 学位論文の要旨の草稿 | 7部 |
| 四 | 論文目録(予備審査用)(様式甲 1-3号) | 1部 |
| 五 | 学位論文の基礎となる論文の別刷等 | 各7部 |

(未公刊の場合は、投稿原稿)

4 予備審査会

(1) 主指導教員は、予備審査の申請があったときは、申請者ごとに予備審査会設置願(様式甲 1-2)を研究科長に提出するものとする。

(2) 予備審査会は、提出された論文等の内容が、学位審査に値するか否かを審査することを目的とする。

(3) 予備審査会は、主指導教員と申請者の専門分野に関係する教員1名以上、及び申請者の所属大講座または所属領域以外の教授1名以上で組織し、学部運営委員会の承認を得るものとする。

(4) 予備審査会は、審査に必要があると認めるときは、学部運営委員会の議を経て、他学部又は他大学の教員又は研究者を予備審査会に加えることができる。

(5) 主指導教員は、予備審査会を召集し、その議長となる。

(6) 予備審査会は、論文等の内容について論文発表会を開催するものとする。

(7) 予備審査会は、審査終了後、予備審査結果報告書を作成し、速やかに学部運営委員会に報告するものとする。

(8) 学部運営委員会は、4(7)に規定する報告に基づき、論文等の内容が学位論文の審査に値するか

を議決し、研究科長は、この議決結果を研究科委員会に報告する。

5 学位論文審査委員候補者の推薦

- (1) 予備審査会は、論文等の内容が学位審査に値すると認めるときは、申請者を学位論文提出予定者とし、その者ごとに学位論文審査委員候補者を推薦するものとする。
- (2) 学位論文審査委員候補者に推薦される者は、次の各号に掲げる者から選出する。
 - 一 主指導教員
 - 二 学位論文提出予定者の専門分野に係る教員1名以上
 - 三 学位論文提出予定者の所属大講座または所属領域以外の教授1名以上
 - 四 その他予備審査会が必要と認めた教員又は研究者

6 補則

- (1) 2の(2)項①で定める学術雑誌とは、次のものを指す。
 - (1-1) 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌。
 - (1-2) Current Contents Connect, PubMed および Scopus に収録されている学術雑誌。
- (2) 2の(2)項に定める「掲載決定」には「軽微な修正の後に掲載可」の判定を含む。
- (3) 予備審査会は、基礎となる論文の査読状況の照会等を求めることができる。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。